

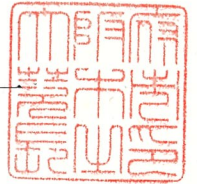
茨木市公告第 28 号

広告入り窓口用封筒等の無償提供業務に係る プロポーザル公告について

広告入り窓口用封筒等の無償提供業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 7 年 8 月 4 日

茨木市長 福 岡 洋



1 業務概要

- (1) 目的 広告を掲載した窓口用封筒等（以下「封筒」という。）の無償提供を希望する事業者（以下「無償提供者」という。）を募集し、封筒の無償提供を受けることにより、事業の経費節減を図り、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的として、実施するものである。

- (2) 業務名 広告入り窓口用封筒等の無償提供業務

- (3) 業務内容 別紙基本業務内容のとおり

- (4) 業務期間 協定締結日から 1 年間

ただし、期間満了の 3 か月前までに双方から特段の意思表示がない場合、期間満了の翌日から更に 1 年間継続する。なお、更新は締結日から 5 年間を限度とする。

2 当該業務の予算額等

0 円

企画、編集、印刷及び納品など、封筒の作成等に要する一切の費用については、無償提供者が集める広告及びその他収入により賄うものとし、茨木市は一切の費用を負担しないものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、茨木市（以下「本市」という。）の入札参加資格者名簿

に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 主として広告代理業務を営む事業者であって、応募の日から過去3年間に於いて、本業務と同種業務の履行実績があること。なお、同種業務とは、広告入り窓口用封筒又は類似の封筒等（紙媒体）の無償提供業務をいう。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで政策企画課宛送信すること。

① 提出期限：令和7年8月21日（木）午後5時まで（必着）

② 提出先：茨木市企画財政部政策企画課

(E-mail) kikaku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ 政策企画課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/kikaku/>

(3) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実施体制調書（様式3号）

② 業務実績調書（様式４号）

イ 提出先：茨木市企画財政部政策企画課（茨木市役所本館３階）

ウ 提出期限：令和７年８月１４日（木）午後５時まで（必着）

エ 提出方法：簡易書留で郵送又は持参（土日祝等市役所閉庁日を除く）

(4) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により事務局で審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式５号）により８月２０日までに参加希望者に通知するものとする。

(5) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式６号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに政策企画課へ提出すること。

5 問い合わせ先

茨木市 企画財政部政策企画課 担当 松本

TEL：０７２－６２０－１６０５（直通）

E-mail：kikaku@city.ibaraki.lg.jp

（郵送先） 〒５６７－８５０５

茨木市駅前三丁目８番１３号 茨木市企画財政部政策企画課